

駐車場の構造及び設備基準チェック表

全ての届出駐車場

	チェック欄	技術基準	備考(除外規定等)
自動車 の 出 口 及 び 入 口	①	道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分に設けてはならない 道路交通法第44条	自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分に設ける駐車場であって、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、左記の事項は適用されない ①交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分 ②トンネル ③橋
	②	①交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル	
	③	②交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分 ③横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分	
	④	④安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
	⑤	⑤乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る)	
	⑥	⑥踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
		横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分に設けてはならない	
		幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)に設けてはならない	
		橋に設けてはならない	
		幅員が6m未満の道路に設けてはならない	
	縦断勾配が10%を越える道路に設けてはならない		
	路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない	歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、左記の限りではない	
	自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合には、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない	縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、左記の限りではない	
	自動車の回転を容易にするため必要があるときは、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上のすみ切りをしなければならない		
	出口付近の構造は、当該出口から2m(自動二輪車専用駐車場の出口の場合は当該出口から1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない		
車 路	①	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない	
	②	①一方通行の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m(自動二輪専用の車路又はその部分にあっては1.75m)以上	
	③	②①以外の一方通行の車路又はその部分 3.5m(自動二輪車専用の車路又はその部分にあっては2.25m)以上 ③①及び②以外の自動車の車路又はその部分 5.5m(自動二輪車専用の車路又はその部分にあっては3.5m)以上	
特殊の装置		特殊の装置を用いる場合は、大臣の認定を受けていること	

建築物の駐車場のみ

	チェック欄	技術基準	備考(除外規定等)
車路		はり下の高さは、2.3m以上であること	
		屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、自動車が5m以上の内法半径で回転できる構造(自動二輪車専用駐車場においては、3m以上の内法半径で回転させることができる構造)であること	
		傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと	
		傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること	
高さ		駐車のに供する部分のはり下の高さは2.1m以上でなければならない	
避難階段		直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車のに供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない	
防火区画		給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)によって区画しなければならない	
換気装置		内部の空気を駐車場の床面積1㎡当たり毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない	窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、左記の限りではない
照明装置	①	次に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない	
	②	①自動車の車路の路面 10ルクス以上 ②自動車の駐車のに供する部分の床面 2ルクス以上	
警報装置		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない	
その他		建築基準法第2章のうち、建築物の構造及び設備に関する規定によらなければならない	

特定路外駐車場

	チェック欄	技術基準	備考(除外規定等)
車椅子使用者用駐車施設	①	次の区分に応じ、定める数以上の車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下の要件を満たすもの)を設けなければならない ①駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設数の2% ②駐車施設の数が200以上の場合、駐車施設数の1%に2を加えた数	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、車椅子使用者用駐車施設を設けなければならないという規定は適用されない
	②	①幅:350cm以上 ②経路の長さはできるだけ短くなる位置に設けなければならない	
表示		路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること	
経路	①	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち、一以上を、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(以下の要件を満たすもの)にしなければならない	傾斜路を併設する場合は、左記①の限りではない
	②	①経路上に段を設けないこと	
	③	②経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること	
	④	③経路を構成する通路の幅は、120cm以上とすること ④経路を構成する通路は、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること	
路	①	経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、以下の要件を満たすものにならない ①幅:段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること	②については、高さが16cm以下のものにあつては、八分の一を越えないこと
	②	②勾配:十二分の一を越えないこと	
	③	③高さが75cmを越えるもの(勾配が二十分の一を越えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること	
	④	④勾配が十二分の一を越え、又は高さが16cmを越え、かつ、勾配が二十分の一を越える傾斜がある部分には、手すりを設けること	

駐車場の構造及び設備基準についてチェックした事項について、記載事項に誤りや記載漏れはありません。

年 月 日 申請者